

約 款 (案)

(契約の目的)

第1条 「「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」広報ツール制作業務委託」を相模原市（以下「発注者」という。）が_____（以下「受注者」という。）に委託する。

(業務の内容)

第2条 受注者は、関係法令（要綱等を含む。以下同じ。）を遵守し、「「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」広報ツール制作業務委託仕様書」に従って業務を実施しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）

第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 受注者が第1項第4号の履行保証保険契約を締結する場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）が契約期間の最終日に至らないものであるときは、受注者は、当該保険期間の終期の日から起算して7日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から契約期間の最終日までを新たな期間とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者へ寄託しなければならない。この場合において、保証の額は契約金額の100分の10以上としなければならない。

6 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託の禁止)

第5条 受注者は、この契約について委託業務の全部又は仕様書における主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を構成する可分な業務（以下「個別委託業務」という。）については、次項に定める事前の書面による承諾を得ることを条件として、その全部ないし一部を第三者に委

託することができる。

- 3 前項の場合において、受注者は、当該個別委託業務の着手前に次に定める項目を明確にした上で、書面により再委託する旨を発注者に申請し、書面により承諾を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うものとする。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する内容及び理由
- (3) 再委託先の選定理由
- (4) 再委託金額（予定）
- (5) 再委託期間（予定）
- (6) 再委託契約日（予定）

- 4 受注者は、個別委託業務の再委託に当たって、個人情報を取扱う場合は、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第6条 受注者は、この契約に基づく委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供し、若しくは漏洩し、又はこの契約に基づく委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又はこの契約解除後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 発注者から開示を受けたときに既に受注者が保有していた情報
- (2) 発注者から開示を受けたときに既に公知となっている情報
- (3) 発注者から開示を受けた後に受注者の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 発注者から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

- 3 第1項の規定は、弁護士、公認会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負うものに対して当該情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合に、第1項と同内容の義務を負わせることを条件として、受注者の責任において必要最小限の範囲に限って情報を提供する場合には、適用しない。行政機関及び裁判所から情報の開示を求められ、受注者の責任において必要最小限の範囲に限って開示する場合についても、同様とする。

- 4 受注者は、この契約を履行するため、個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

- 5 この契約を履行するために必要な情報であって、発注者が受注者に引き渡し、又は発注者が使用を認めたもの（第2項各号に該当する情報及び発注者と受注者による事前の合意がある情報を除く。）の取扱いについては、前項の個人情報の取扱いの例による。

（著作権）

第7条 受注者は、成果物を発注者に提出し、発注者による検査に合格した日をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果物の全部又は一部に受注者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に発注者に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議のうえ、定めるものとする。

- 2 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発

注者に対して保証する。

- 3 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティ)

第8条 受注者は、本委託業務で取り扱う電子情報等について、適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(報告)

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の処理状況について、調査又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 受注者は、この契約に基づく委託業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(検査・検収)

第10条 受注者は、業務完了後速やかに、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、遅滞なく業務内容について検査を行い、受注者は検収を受けなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないとき又は当該委託業務について補正を指示され、検査の結果を保留されたときは、書面において発注者が指定する期日までに改善し、再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払い)

第11条 受注者は、前条第2項に規定する検査に合格したとき（同条第3項の規定による再検査がなされた場合にあっては、当該再検査に合格したとき）は、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求する。発注者は、所定の手続きに従って請求された契約代金を、その請求の到達した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、契約締結後に必要がある場合には、受注者と協議の上、契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、委託事業の内容、契約金額又は契約期間を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、業務の実施及びその結果が不完全なことにより、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が受注者の責に帰することができない理由により生じたときは、この限りではない。

- 2 受注者は、履行場所の使用に関連して、受注者の故意又は過失により賃貸人、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、法律に基づく損害賠償責任を負うものとする。

(契約の履行遅滞に対する違約金)

第14条 発注者は、受注者の責に帰すべき事由による契約の履行遅延に対しては、契約金額につき契約規則第42条に規定する割合で計算した額の違約金（履行遅延違約金の率、3.0%）を徴収する。

（発注者の催告による解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、当該期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- （1）正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- （2）契約期間内に委託業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に委託業務が完了する見込みがないと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（発注者の催告によらない解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）この契約の履行について、不正行為をしたとき。
- （2）第5条の規定に違反したとき。
- （3）受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （4）この契約に基づく業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- （5）契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
- （6）前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- （7）受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。
- （8）破産、民事再生、会社更生手続開始の申立てをしたとき、又はそれらの申立てを受けたとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項に該当することによりこの契約を解除する場合であつて、既に発注者が受注者に対して契約代金の一部又は全部を支払っていたときは、受注者は、支払済の契約代金を発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第13条各号又は前条各号に定める場合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条又は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の契約解除権）

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって、この契約に基づく業務を完了することができなくなったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、受注者に損害が生じたときは、受注者は、発注者に損害の賠償を請求す

ることができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第15条第1項又は第16条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第3条第1項に掲げる保証を付している場合は、発注者は、当該保証をもって第1項の違約金に充当することができる。

(履行不能に対する処置)

第20条 受注者は、天災、その他不可抗力の原因により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、当然に当該部分についての履行義務を免れるものとし、発注者は当該部分についての支払いを免れるものとする。

(監査等の実施)

第21条 発注者は、受注者の委託業務の処理について、必要に応じて随時に監査又は検査を行うことができるものとする。

- 2 発注者は、前項による監査又は検査の結果に基づき、受注者に対して、改善のために必要な措置を講ずることを求め、又は指示することができるものとする。
- 3 受注者は、前項の規定により、発注者から必要な措置を講ずることを求められ、又は指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

(監査等及び改善措置の事前協議)

第22条 発注者は、第10条第2項、同条第3項及び前条に規定する監査及び検査（以下「監査等」という。）が受注者の管理する施設への立ち入りを必要とする場合には、監査等の日時、範囲及び方法等について受注者と事前に協議するものとする。

- 2 発注者は、第10条第2項、同条第3項及び前条の規定に基づき、監査等を実施する場合には、受注者の施設の管理に関する規定に従うものとし、監査等によって知り得た情報を第三者に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約終了後も同様とする。
- 3 発注者は、前条第3項の規定に基づき、改善のための措置が必要と判断した場合には、措置の内容、実施方法等について受注者と事前に協議するものとする。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「市条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下次号において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 受注者が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 受注者が市条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（以下「密接関係者」という。）又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が密接関係者であると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当な行為の排除）

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、市条例第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は市条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）から不当な行為を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当な行為を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な行為による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当な行為による被害を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

（環境配慮事項）

第25条 この契約における業務の実施においては、次の各号に留意して業務を行うこととする。

(1) 別紙2「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

(2) 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

(3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理に当たっては、関連法令を順守し、適正に処理すること。

（経費の負担）

第26条 発注者は、この契約に定めた金額を負担するものとし、それ以外のこの業務に要した経費、その他一切の経費については、受注者の負担とする。

（専属的合意管轄）

第27条 発注者及び受注者は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（疑義の解決）

第28条 この契約の規定について疑義が生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者による協議の上、決定するものとする。